

## 加古川市営住宅駐車場（2台目）の使用許可に係る取扱い要綱

令和4年4月1日都市計画部長決定

### （趣旨）

第1条 この要綱は、加古川市営住宅の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）に定めるもののほか、2台目の駐車場の使用許可に関して必要な事項を定める。

### （2台目の駐車場の選定）

第2条 2台目の駐車場の使用許可を行う区画（以下「2台目駐車場」という。）は、現に使用を許可している駐車場、来客者駐車場及び今後の募集予定戸数などを考慮し、駐車場の運営に支障がない範囲で市長が選定する。

2 市長は、前項で選定した2台目駐車場に順位を定めるものとする。

### （募集方法）

第3条 前条の規定により2台目駐車場の選定を行ったときは、当該駐車場の存する市営住宅の入居者に対し、2台目駐車場の使用の申込みについて期間を定めて募集する。

2 2台目駐車場を使用しようとする者は、市営住宅駐車場（2台目）使用申込書（様式第1号）により、市長に使用の申込みをしなければならない。

### （2台目駐車場の使用期間）

第4条 2台目駐車場の使用期間は、使用可能の日から1年を超えない範囲で、市長が指定するものとする。

### （使用者の決定）

第5条 市長は、第3条第2項の規定による申込みをした者（以下「申込者」という。）があるときは、申込者が条例第55条の使用者の資格要件を満たし、かつ、条例第60条各号に規定する取消し事由に該当していないときは、前条に規定する期間の範囲で条例第57条第1項及び第2項の規定に基づき2台目駐車場の使用者（以下「使用者」という。）として決定するものとする。

2 前項において、申込者が複数あるときは抽選により順位を決定し、当該順位に従って第2条第2項で定めた2台目駐車場の順位の順に使用者を決定する。

3 前項により使用者に決定されなかった申込者は、前項の順位の順に補欠者となるものとする。

4 第1項の規定による決定は、その更新がなく、第1項により決定した期間（以下「使用許可期間」という。）の満了により使用許可期間が終了するものとする。

- 5 市長は、第1項の規定により使用者を決定したときは、市営住宅駐車場（2台目）使用許可書（様式第2号）（以下「使用許可書」という。）を使用者に交付するものとする。
- 6 市長は、前項の規定により使用許可書を交付した使用者に対し、市営住宅駐車場（2台目）請書兼使用許可決定に関する説明書（様式第3号）（以下「請書兼説明書」という。）により説明し、使用者は当該説明を受けた旨を証し、請書兼説明書に署名のうえ、市長に提出するものとする。
- 7 前項の請書兼説明書は2部作成し、市長、使用者が各自1部を保有するものとする。

（使用許可の取消し）

- 第6条 市長は、現に駐車場の使用許可を受けていない者から条例第56条の規定により駐車場使用の申込みがあった場合に、その者に供するための駐車場が無いときは、第3条第2項で定めた順位の低い2台目駐車場の使用者から順に使用許可の取消しを行うことができる。
- 2 前項の規定により使用許可の取消しを行うときは、使用許可の取消しを行う日の1か月前までに市営住宅駐車場（2台目）使用許可取消し通知書（様式第4号）により、使用許可の取消しを行う2台目駐車場の使用者に対し、内容証明付き郵便で通知するものとする。

（使用許可期間満了前の取扱い）

- 第7条 市長は、使用者に対し、使用決定期間の満了する日の1か月前までに、市営住宅駐車場（2台目）使用許可期間満了通知書（様式第5号）により、使用許可期間が終了する旨を普通郵便で使用者に通知するものとする。

（補則）

- 第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別で定める。

附 則

（施行期日）

- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。